

## 堆肥の購入費用を助成します

# 美郷ブランドゆうき応援事業

美郷町堆肥センターの堆肥を使用して「特別栽培米」を栽培・出荷した町内農業者へ、堆肥購入費の一部を助成します。

### ■「美郷ブランドゆうき応援事業」助成区分

区分	助成額
15kg袋入れ	130円
15kgペレット	260円
軽トラック1台分	800円
500kgバラ	1,000円
500kgフレコン	1,500円
2tトラック1台分	3,000円

### 平成29年度からの変更点

#### 「美郷ブランド10品目」への使用に対する助成の廃止

※美郷ブランドゆうき応援事業での助成は廃止されましたが、下記「美郷ブランド品目応援事業」での助成が拡充されます。

## 出荷販売経費の一部を助成します

# 美郷ブランド品目応援事業



### 美郷ブランド 10品目

・アスパラガス ・枝豆 ・キャベツ ・キュウリ ・トマト  
・ネギ ・ホウレンソウ ・シタケ ・スイカ ・花き

### ■「美郷ブランド品目応援事業」助成区分

区分	対象者	助成割合	
美郷ブランド品目 応援事業① (販売拡大助成)	・美郷ブランド10品目	販売額の2.0% ・100万円を超えた部分には、さらに1.0%を助成 ・300万円を超えた部分には、さらに1.0%を助成	
	・冬期栽培作物 (美郷ブランド10品目のほか、全ての園芸作物) ・農畜産加工品	冬期栽培作物を11月から3月に、または農畜産加工品を4月から3月にJA、直売所、市場等に出荷し、出荷証明を提出できる方	販売額の3.0%
美郷ブランド品目 応援事業② (新規作付助成)	・初めて美郷ブランド10品目を作付し、販売した農業者等	美郷ブランド10品目の販売額が50万円超で、4月から3月にJA、直売所、市場等に出荷し、出荷証明書を提出できる方	美郷ブランド10品目の販売額の5.0% (新規作付から3年間)

### 平成29年度からの変更点

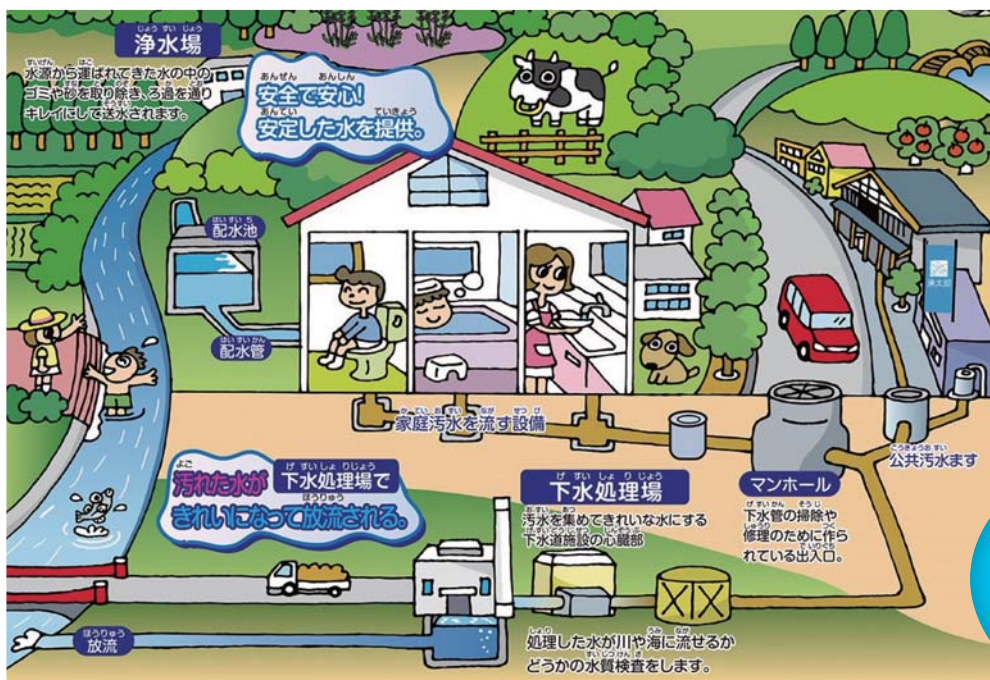
- ・販売拡大助成の4月から10月に出荷した美郷ブランド10品目に対する助成割合「1%から3%」を「**2%から4%**」に変更
- ・規模拡大助成の廃止
- ・新規作付助成の対象要件を「100万円超」から「50万円超」に変更

美郷ブランドゆうき応援事業および美郷ブランド品目応援事業は、**米の生産数量目標の達成や出荷証明書の提出などが必要となります**。詳しくは、下記までお問い合わせください。

問い合わせ ● 町農政課 農業振興班 ☎0187(84)4908(内線2705)

安全で安心な水を確保するために きれいな水環境を守るために

# 上下水道に加入しませんか



上下水道につなぐことは、健康で住みよい暮らしと、美しい自然を守るために、とても大切なことです。町では、水道および下水道の区域内にお住まいの皆さまに上下水道への加入をお願いしています。条件によっては、工事費に対する補助金が交付される場合もあります。詳しくは、お気軽に下記へお問い合わせください。

## このようなメリットがあります

水道は、湯水時、停電時でも安心して水が使えます。また、定期的な水質検査を行い、安全な水をお届けしています。また、下水道につなぐことで、臭いや害虫を予防できます。

問い合わせ●町建設課 上下水道班 ☎0187(84)4910

「DVかも…」と思ったら、すぐ相談を!

## 11月はDV防止相談月間です

ドメスティック・バイオレンス(DV)とは、夫や恋人など親密な関係にある人から振るわれる暴力のことです。身体的暴力のほか、精神的または経済的、性的など、あらゆる形の暴力が含まれます。暴力を受け、どうしたらいいのかわからなくなったときは、一人で悩まずにご相談ください。

相談窓口

DV相談ナビダイヤル ☎0570(0)55210  
 ※最寄りの相談窓口を案内します。  
 秋田県女性相談所 ☎018(835)9052  
 秋田県警レディース110番 ☎0120(028)110  
 秋田県南福祉事務所 ☎0182(32)3294  
 町福祉保健課福祉班 ☎0187(84)4907

いちはやく 知らせる勇気 つなぐ声

## 11月は児童虐待防止推進月間です

児童虐待は社会全体で解決すべき問題です。虐待を受けたと思われる子どもを見つけたときや、ご自身が出産や子育てに悩んだときは、迷わずご相談ください。

いちはやく  
**189**  
 児童相談所全国共通  
 3桁ダイヤル

相談窓口

秋田県南児童相談所 ☎0182(32)0500  
 秋田県南福祉事務所 ☎0182(32)3294  
 町福祉保健課福祉班 ☎0187(84)4907

## 子どもを健やかに育むために ~愛の鞭ゼロ作戦~

子育てにおいて、しつこく称して、叩いたり怒鳴ったりすることは、子どもの成長の助けにならないばかりか、悪影響を及ぼしてしまう可能性があります。右記のポイントを心がけながら、子どもに向き合しましょう。

- ①子育てに体罰や暴言を使わない
- ②子どもが親に恐怖を持つとSOSを伝えられない
- ③爆発寸前のイライラをクールダウン
- ④親自身がSOSを出そう
- ⑤子どもの気持ちと行動を分けて考え、育ちを応援



▲詳しくはこちら

問い合わせ●町福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907